

議第 1 0 3 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の3」を「第24条の4」に改める。

第12条の3中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第14条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の6の2中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の7中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条を次のように改める。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割

額を除く。)若しくは第15条の8の額又は第19条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額若しくは第15条の8の額又は第19条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第19条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に、「対象とされた」を「対象とされる」に改

める。

第19条の3中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者

（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」
と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第
15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「1
7万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替
えるものとする。

第6章中第24条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第24条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載
した届書を市長に提出しなければならない。

- （1） 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （2） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- （3） 出産の予定日
- （4） 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- （2） 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- （3） 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保
険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行
うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に
掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認
することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができ
る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料の
うち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険

料について適用し、令和５年度分のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 1 0 4 号

財産の取得の変更について

令和 5 年 6 月 2 9 日に議第 5 8 号で議決を得た財産の取得に関する事項の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

取得の価格「2 3, 6 5 0, 0 0 0 円」を「2 2, 4 5 8, 7 0 0 円」に変更する。

議第 105 号

損害賠償の額を定めることについて

市は、次のとおり医療事故に対する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 5 年 12 月 13 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

平成 28 年 6 月 2 日、土岐市立総合病院において、患者（当時、恵那市在住）
に対し肝生検を実施したが、検査後に血圧が急激に低下したことにより、同月
4 日に死亡した。この医療事故について、市は次のとおり賠償するものとする。

- | | | |
|---|----------|-------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 男性（恵那市在住）
男性（恵那市在住）
男性（恵那市在住） |
| 2 | 損害賠償の額 | 30,000,000 円 |

議 案 付 託 表

付託委員会	議案番号	案 件
総務産業建水委員会	議第101号	令和5年度土岐市一般会計補正予算（第5号）（所管部分）
	議第104号	財産の取得の変更について

付託委員会	議案番号	案 件
文教厚生委員会	議第101号	令和5年度土岐市一般会計補正予算（第5号）（所管部分）
	議第102号	令和5年度土岐市病院事業会計補正予算（第2号）
	議第103号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議第105号	損害賠償の額を定めることについて